

「東川崎地区浸水対策に伴う事業手法検討及び事業者選定支援業務」
仕様書

1. 目的

東川崎地区の内水排除のための新雨水ポンプ場及び雨水管渠の整備を進めるにあたって、最適な整備手法及び施設の維持管理の検討を目的とし、民間の能力を活用した PFI 手法等の検討を行う。

併せて、事業者の募集に必要な書類等作成や選定委員会の運営支援等、事業者選定支援業務を行う

2. 業務対象施設

本市では現在、雨水ポンプ場、雨水管渠の基本設計（令和 2 年 3 月 31 日迄）を行っており、その基本設計を元に本業務を行うこと。なお、基本設計の他に、受託者により、最適な施設設計の立案が可能であれば、本市に提案を行うこと。

以下に示す諸元等は参考値である。

施設名称	新東川崎ポンプ場（仮称）
施設敷地面積	約 0.2ha
計画排水面積	約 23ha
ポンプ能力	約 5.0m ³ /s
雨水幹線及び流入渠	φ 1,000～2,000mm 約 L=1,000m
放流渠	φ 2,000mm 約 L=400m

3. 業務内容

東川崎地区の浸水対策事業の手法としては、DBO 方式や BTO 方式等、設計・施工及び維持管理を一括して発注する PFI 手法等を想定しているが、その中でも最適な方式や事業対象などを検討し整理する。なお、検討の結果、維持管理のみ別契約（DB+0 方式）とするなど、契約を分割する方が望ましい場合は、その検討内容を整理した上で、分割契約による事業者選定を実施する。

(1) 事業手法検討

ア 前提条件の整理

調査・検討に必要な既存ポンプ場の資料収集、測量調査及び地質調査など各種調査結果、及び建設スケジュールに係る制約条件の整理を行うこと。また、現在進めている基本設計の内容の情報収集、課題の抽出を行い、整理すること。

イ 関連制度調査

PFI 手法等に関係する法令や諸規則など、法制度の整理を行うこと。又、適用可能な補助金、交付金、税制優遇等の支援措置など、補助制度についても整理を行うこと。

ウ 先行事例調査、研究

本業務の検討対象に資する参考事例の収集、分析（PFI 手法等）を行い、評価と本業務への反映について整理すること。

エ 現況把握及び各種ヒアリング

既設ポンプ場の運転方法等について情報を収集し、現況を十分に把握すること。必要に応じ、関係者にヒアリングを実施すること。

オ 事業スキームの構築、検討

PFI 手法等により実施する事業スキームを構築するため、以下について検討・整理を行うこと。

- (ア) 事業範囲の検討
- (イ) 事業期間の検討
- (ウ) 従来手法及び各種民間活力導入手法の整理
- (エ) 官民のリスク分担の検討
- (オ) モニタリング内容の検討
- (カ) 事業方式の比較検討
- (キ) 事業スキームの検討（DBO 等）

カ 事業者意向調査

本事業を実施した場合の事業概要書を作成し、これまでの類似 PPP/PFI 事業への参加実績を踏まえて、関係各分野の企業を対象に意向調査を実施すること。民間事業者の参画意向の調査、実施に向けた条件、要望等の把握、その他の意見聴衆及び結果の取りまとめを行い、民間活力導入の可能性を整理すること。

キ PFI 手法等の検討

各事業手法の事業費総額の算定を行い、事業方式の絞込みを行うこと。また、各種事業条件を設定すること。

ク 実施可能性の評価

各事業手法の PSC (Public Sector Comparator) と PFI 手法等の LCC (Life Cycle Cost) を比較し、VFM (Value For Money) の評価を行うこと。また、比較検討事業スキームごとに課題や留意事項、メリット・デメリット等を整理し、それぞれについて定性的側面から評価すると共に、PSC や比較検討事業スキームごとの LCC、VFM の算出や事業期間等を基準とした年次別の財政収支等の財政シミュレーションを作成し、各事業スキームについて定量的側面から評価すること。

ケ 課題等の整理

各事業手法の実施に向けた課題と解決策の整理を行うこと。

(2) 事業者選定支援業務

ア 事業条件の整理、設定

(ア) 事業手法検討業務の結果を元に本市が決定した事業の内容を再度精査し、事業実施

にあたっての制約条件等を整理する。

- (イ) 施設の運転・維持管理などに係る諸資料を整理し、要求水準書作成のための諸仕様をまとめる。
- (ウ) 事業にあたってのリスクを抽出し、官民の適切な役割分担を整理する。
- イ VFM の算出、精査
 - (ア) 事業手法検討及び基本設計の成果をもとに、事業の VFM を算出する。
 - (イ) 算出した VFM について、その内容を検討・分析・評価する。
- ウ 実施方針（案）の作成
 - (ア) 上記ア・イの結果を踏まえ、実施方針（案）を作成する。
 - (イ) 公表する実施方針に対する事業者からの質問・意見をとりまとめ、事業者への回答（案）を作成する。また、必要に応じて実施方針の内容を修正する。
- エ 要求水準書（案）の作成
 - (ア) 上記ア・イの結果を踏まえ、要求水準書（案）を作成する。
 - (イ) 公表する要求水準書に対する事業者からの質問・意見をとりまとめ、事業者への回答（案）を作成する。また、必要に応じて要求水準書の内容を修正する。
 - (ウ) モニタリング手法の検討を行う。
- オ 事業者選定方法の検討
 - (ア) 事業者選定のための入札方法や、評価方法の検討を行う。
 - (イ) 事業者の選定・契約までの詳細スケジュールの検討を行う。
- カ 事業者の募集・選定等に関わる支援
 - (ア) 事業者の募集に必要な、「入札説明書（案）」「入札公告（案）」「実施要綱（案）」「落札者決定基準（案）」「提案様式集（案）」など書類を作成する。
 - (イ) 公表する事業者の募集に必要な書類に対する事業者からの質問・意見をとりまとめ、入札参加者への回答（案）を作成する。
 - (ウ) 入札参加者から提出された見積書等をもとに、予定価格の算定支援を行う。
 - (エ) 入札参加者との競争的対話に同席し、対話の支援や事業者意見のとりまとめ等を行う。
 - (オ) 入札参加者の参加資格の有無について、審査を行うための支援を行う。
 - (カ) 入札参加者から提出された提案書の内容について整理し、要求水準を満足しているか等の精査を行うとともに、提案内容について入札参加者への確認が必要な事項を抽出し整理する。また、提案内容の総合評価を実施するための支援を行う。
- キ 各種契約書（案）の作成
 - (ア) 決定した事業内容に応じ、事業者との契約に必要である契約書等、一例として DBO 手法であれば「基本協定書（案）」「基本契約書（案）」「工事請負契約書（案）」「維持管理運営委託契約書（案）」「設計等支援業務委託契約書（案）」の作成を行う。
- ク 事業契約締結等の支援

(ア) 選定された事業者との契約締結交渉や手続きに関する支援を行う。

ケ 選定委員会に係る支援

(イ) 事業者選定に関連して開催される委員会に関する支援（資料作成、議事録作成、公表資料作成等）を行う。

(3) 協議

監督員と協議の上、業務の主たる段階において随時協議を実施すること。本業務では、複数の工種（土木、機械、電気、建築、建築機械、建築電気）等について、協議が必要となることに留意すること。原則として、初回、中間（3回）、最終の計5回とし、協議後速やかに協議簿を2部提出すること。

4. 業務履行にあたっての留意事項

本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項は「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」（以下、共通仕様書）、「下水道施設設計業務等共通仕様書」に定めるものとする。本特記仕様書、「共通仕様書」、「下水道施設設計業務等共通仕様書」に記載事項で疑義が生じた場合及び明記されていない事項については、本市担当職員と協議をし、決定するものとする。
- (2) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたるものとする。
- (3) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。
- (4) 本業務仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。
- (5) 事業における法務面、財務面で必要となる弁護士などの専門知識を有する者の援助体制を整えた上で、確実に業務を行うこと。

5. 遵守すべき法令等

本業務の遂行に際しては、下水道法や民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）などの関連する法令、条例、規程、要綱等を遵守するとともに、神戸市PFI等指針などの各種指針、基準等についても適宜参考にするものとする。

なお、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を遵守するものとする。

6. 関係仕様書及び準拠すべき図書

本業務及び事業者の募集に必要な書類作成時に以下の図書に準拠すること。

- (1) 「下水道施設設計業務等共通仕様書」
- (2) 「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」
- (3) 「下水道施設構造物設計指針（案）-処理場・ポンプ場-」（平成29年度版 神戸市）
- (4) 「下水道設備（機械・電気）工事一般仕様書」（平成30年度版）
- (5) 「下水道用設計積算要領」（日本下水道協会）
- (6) 「下水道用設計標準歩掛表」（日本下水道協会）

(7) その他図書

7. 成果品の提出

受託者は、委託期間終了までに報告書（A4 版縦型、横書き、左綴じ、製本）2 部、市職員に向けた概要説明資料 3 部及び電子ファイルを提出すること。

本業務は簡易版電子納品対象業務の対象としないが、納品方法については監督員と協議を行うこと。原則として、電子での納品対象成果品は、上記報告書及び関係データとし、電子媒体（原則 CD-R もしくは DVD-R）で 2 部提出するものとする。電子媒体の提出の際には、電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。

8. 貸与資料

契約締結後、下記に定める既存の検討資料等を提供する。

(1) 「東川崎地区雨水排水計画基本検討」（平成 30 年度）

新雨水ポンプ場の施設配置の基本検討を行ったもの

(2) 「蟹川雨水幹線流域浸水対策基本計画および基本設計業務」（平成 31 年度）

新ポンプ場排水エリアの浸水対策基本計画の立案及び、雨水ポンプ場・雨水管渠の基本設計を行うものである。現在、ポンプ場候補地が 2 箇所、放流先ルート案が 2 案で検討を進めている（図 1 参照）。当該基本計画および基本設計業務は、令和 2 年 3 月 31 日までの工期となっているため、本業務に必要な検討内容等は随時、情報提供するものとする。業務スケジュールは以下を予定している。

表1 蟹川雨水幹線流域浸水対策基本計画および基本設計スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
浸水対策基本計画	← 排水ルートの決定、ポンプ場基本条件の決定 →			← 浸水対策計画とりまとめ →					
雨水管渠基本設計	← 基礎調査、設計計画、概略工法検討、図面作成 など →								
ポンプ場基本設計	← 配置計画、施設設計、水位関係の検討 など →						← 本設計図面作成 →		

(3) 「平成 31 年度～平成 33 年度 建設局東川崎ポンプ場運転管理業務 特記仕様書」

当仕様書は、既設雨水ポンプ場の設備の保守点検業務及び緊急時運転業務の委託に関する業務仕様書である。

(4) その他

その他、業務に必要な本市所有の関係資料は、協議の上、貸与する。

9. 前払い金の支出について

(1) 各会計年度における委託料の支払い限度額の割合は、概ね次の通りとする。

令和元年度 30%

令和 2 年度 70%

- (2) 委託契約約款共通付加条項第 32 条第 1 項について、前払い金は各会計年度、請求することができる。